

日本病理学会中国四国支部 WEB 会議システム使用に係る申合せ

令和3年7月10日制定

日本病理学会中国四国支部会員の学術的探求能力ならびに診断能力の向上のためには、支部会員相互の交流の場が必要である。この目的に資する Web 会議システムの使用について、以下のとおり定める。

1 使用要件

WEB 会議システムの使用対象となる会議などは、学会、シンポジウム、セミナー、支部総会、スライドカンファレンス、幹事会、委員会などである。ただし、学術的観点から、これに準ずるもので、支部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 使用者要件

WEB 会議システムの使用対象となる会議などの主催者は日本病理学会中国四国支部会員であることとする。ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 使用許可申請

WEB 会議システムの使用対象となる会議などのうち、定例の支部総会、スライドカンファレンス、定例の委員会以外の主催者は、原則として開催日の二週間前までに、別紙1「WEB 会議システム使用許可申請書」を学術委員会に提出し、許可を得ることとする。ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

以 上